

## にしのみや起業家支援センター運営事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号）に基づき、西宮市が西宮商工会議所の実施するにしのみや起業家支援センター（以下、「センター」という。）の運営に係る経費の一部を補助することにより、起業前後の切れ目のない創業支援を行うことを目的とする。

### (補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、センターの運営事業を適切に実施するために必要な事業費、広報費、事務費、その他市長が必要と認める経費とする。

### (補助金の交付基準)

第3条 補助率は補助対象経費の合計額の10分の10以内とする。ただし、西宮市が地域商業活性化対策事業経費として計上した当該年度の予算額を上限とする。

2 前条の規定に関わらず、補助対象経費のうち国・県又は公共的団体から補助金が交付される部分は補助対象経費から除く。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書、事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 見積書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金等交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、申請内容が不適当であると認めたときは申請者に対し改善を求めることができる。申請内容に改善がない場合は、補助金等不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

### (事業実施の報告)

第6条 補助事業が完了したときは、60日以内に事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業報告書、事業収支決算書（様式第6号）
- (3) にしのみや起業家支援センター運営事業報告書
- (4) 印刷物等の成果物
- (5) 請求書、領収書等の写し
- (6) その他、参考資料等

2 市長は、前項の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告内容の確認等を行い、補助金等確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の補助金等確定通知書を受けた者は、補助金等交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、補助金の交付決定後、補助事業等の着手前又は完了前にその一部について概算払を請求することができる。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付けた後、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第9条 第7条の補助金等確定通知書を受けた者のうち、第7条ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けた者は、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第10条 本補助金の申請者は補助事業に係る収支を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。